**平成２６年（フ）第１７８号**
神奈川県中郡二宮町二宮47番地の26　サンライズＢ棟201
破産者　小机　三裕
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２７年（フ）第７５９号**
愛知県北名古屋市六ツ師北屋敷2313番地
破産者　株式会社山本電気計装
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第５８号**
島根県大田市温泉津町小浜イ1109番地17
破産者　有限会社浅黄屋
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

**平成２６年（フ）第１８４号**
岩手県花巻市吹張町10番33号
破産者　株式会社バンスポーツ
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２６年（フ）第１６号**
宮城県石巻市桃生町新田字西町１番１号
破産者　株式会社佐藤螺子
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２６年（フ）第８２８０号**
香川県丸亀市津森町162番地９
破産者　医療法人財団エム・アイ・ユー
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第５４５号**
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地４－11－101
破産者　小泉　雄司
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第２７２号**
愛知県小牧市中央１丁目438番地
破産者　有限会社メディアシステム
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第９５１号**
京都府綾部市栗町平田31番地
破産者　株式会社マルテック
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第８０号**
北海道帯広市東15条南４丁目１番地64
破産者　有限会社佐々木組
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２７年（フ）第１０００号**
横浜市旭区さちが丘176番地の４
破産者　株式会社横浜エレクト
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第２４４号**
神奈川県座間市相武台１丁目27番５号
破産者　株式会社ヨシナガリビング
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２６年（フ）第４７１号**
静岡県浜松市西区坪井町530番地の３
破産者　有限会社川畑建設
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第１５２号**
静岡県掛川市小鷹町179番地
破産者　株式会社王将フーズ
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第２１４号**
静岡県磐田市今之浦４丁目10番地２
破産者　株式会社マーテック
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第２４３号**
静岡県袋井市岡崎2297番地
破産者　有限会社スリーアロウ
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第２１７号**
（最後の住所）和歌山県橋本市古佐田３丁目４番７号
破産者　被相続人亡武田潤子相続財産
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第６１号**
和歌山県紀の川市桃山町調月2506番地
破産者　紀の国産業株式会社
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第１６号**
福岡県八女市本1206番地
破産者　株式会社山忠
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２６年（フ）第１４６号**
青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野217番地21
破産者　福士　正雄
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

**平成２７年（フ）第２５号**
青森県弘前市大字松原西１丁目６番１　在宅型有料老人ホームシルバースター　Ｃ－３号室、住民票上の住所青森県平川市碇ヶ関53番地
破産者　秋元美智子
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部